# 平成29年第1回笠松町議会臨時会会議録

平成29年2月16日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議	長	7番	畄	田	文	雄
副議	長	2番	古	田	聖	人
議	員	1番	竹	中	光	重
"		3番	尾	関	俊	治
"		4番	Ш	島	功	士
"		5番	田	島	清	美
"		6番	伏	屋	隆	男
"		8番	安	田	敏	雄
"		9番	船	橋	義	明
IJ		10番	長	野	恒	美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町			長		広	江	正	明
副	町		長		JII	部	時	文
教	育		長		宮	脇	恭	顯
総	務	部	長		岩	越		誠
企画環境経済部長			村	井	隆	文		
住民福祉部長				服	部	敦	美	

建設水道部長 那 波 哲 也 教育文化部長 田 中 幸 満 会兼 書 農 浅 野 薫 仁 正 道 建 設 課 長 佐々木 正 道 学校給食センター所長 伊 藤 博 臣 総務課主幹 後藤 英 可

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長田島直樹書記朝日純子主任高野泰嘉

#### 1. 議事日程(第1号)

平成29年2月16日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 第1号議案 下羽栗雨水幹線整備(その2)工事請負契約の締結について

日程第5 第2号議案 新学校給食センター建築工事請負契約の締結について

日程第6 第3号議案 新学校給食センター電気設備工事請負契約の締結について

日程第7 第4号議案 新学校給食センター機械設備工事請負契約の締結について

日程第8 第5号議案 新学校給食センター厨房設備機器の売買契約の締結について

日程第9 第6号議案 町道の路線認定について

日程第10 第7号議案 町道の路線廃止について

日程第11 第8号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第6号)について

○議長(岡田文雄君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成 29年第1回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

\_\_\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(岡田文雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古 田 聖 人 議員 9番 船 橋 義 明 議員

# 日程第2 会期の決定について

○議長(岡田文雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

## 日程第3 諸般の報告について

○議長(岡田文雄君) 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

**〇議会事務局長(田島直樹君)** それでは、事務局より3点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、1月16日、17日、18日に実施されました平成28年度定期監査の結果報告並びに平成28年度11月分及び12月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、1月30日付で提出されました中央公民館陶芸窯の更新についての陳情については、 一昨日開催されました議会運営委員会でお諮りした結果、全議員に資料を配付することに決定 しましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

3点目は、2月10日に岐南町役場で羽島郡町村議会議長会が開催され、平成29年度岐阜県町村議会議長会事業計画の確認及び平成29年度羽島郡町村議会議長会の予算が審議され、承認されました。以上でございます。

〇議長(岡田文雄君) 以上、御了承願います。

\_\_\_\_\_\_

## 日程第4 第1号議案から日程第11 第8号議案までについて

○議長(岡田文雄君) 日程第4、第1号議案から日程第11、第8号議案までの8議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

**〇書記(朝日純子君)** お手元の議案の1ページをお開きください。

第1号議案 下羽栗雨水幹線整備 (その2) 工事請負契約の締結について。

平成29年2月7日地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づき、仮契約した下羽栗雨水幹線整備(その2)工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年笠松町条例第9号)第2条の規定により町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。笠松町長 広江正明。

- 記1. 契約の目的、下羽栗雨水幹線整備(その2) 工事。
- 2. 契約の金額、金5,562万円。
- 3. 契約の相手方、岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地、株式会社加藤組、代表取締役 加藤大武。

第2号議案 新学校給食センター建築工事請負契約の締結について。

平成29年2月7日地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づき、仮契約した新学校給食センター建築工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年笠松町条例第9号)第2条の規定により町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。

- 記1. 契約の目的、新学校給食センター建築工事。
- 2. 契約の金額、金3億24万円。
- 3. 契約の相手方、岐阜県各務原市蘇原興亜町1丁目2番地、天龍建設株式会社、代表取締役 八木重喜。

第3号議案 新学校給食センター電気設備工事請負契約の締結について。

平成29年2月7日地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づき、仮契約した新学校給食センター電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年笠松町条例第9号)第2条の規定により町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。

記1. 契約の目的、新学校給食センター電気設備工事。

- 2. 契約の金額、金8,519万400円。
- 3. 契約の相手方、岐阜県岐阜市吹上町6丁目25番地、株式会社川田電機工務店、代表取締役社長 川田弘。

第4号議案 新学校給食センター機械設備工事請負契約の締結について。

平成29年2月7日地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項の規定に基づき、仮契約した新学校給食センター機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、同法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年笠松町条例第9号)第2条の規定により町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。

- 記1. 契約の目的、新学校給食センター機械設備工事。
- 2. 契約の金額、金2億9,052万円。
- 3. 契約の相手方、岐阜県岐阜市石切町37番地、株式会社二葉工業所、代表取締役 長谷部紀之。

第5号議案 新学校給食センター厨房設備機器の売買契約の締結について。

平成29年2月7日地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づき、仮契約した新学校給食センター厨房設備機器の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年笠松町条例第9号)第3条の規定により町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。

- 記1. 契約の目的、新学校給食センター厨房設備機器。
- 2. 契約の金額、金1億9,980万円。
- 3. 契約の相手方、岐阜県岐阜市中鶉2丁目105番地、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役 渥美允元。

第6号議案 町道の路線認定について。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。

記、整理番号 1227、路線名 円城寺104号線、起点 円城寺、終点 円城寺、重要な経過 地なし。

第7号議案 町道の路線廃止について。

道路法(昭和27年法律第180号)第10条の規定により、次の町道の路線を廃止したいので町議会の議決を求める。平成29年2月16日提出。

記、整理番号 1014、路線名 中野円城寺2号線、起点 中野、終点 円城寺、重要な経過 地なし。整理番号 1121、路線名 円城寺6号線、起点 円城寺、終点 円城寺、重要な経過 地なし。

第8号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算 (第6号)。

平成28年度笠松町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)第1条、既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。平成29年2月16日提出。

○議長(岡田文雄君) 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長(川部時文君) それでは、御説明申し上げます。

本日、提出させていただきました案件は、契約の締結案件が計5件、これはいずれも12月に 補正をさせていただきました国の補正予算(第2号)に係る案件でございます。

下羽栗雨水幹線整備(その2)工事請負契約の締結が1件、新学校給食センターの工事請負契約と、厨房設備機器の売買契約の締結関係が4件、それから町道の路線の認定及び廃止が各1件、そして平成28年度笠松町一般会計補正予算(第6号)1件、以上8件でございます。よろしくお願いいたします。

まず第1号議案でございますが、下羽栗雨水幹線整備(その2)工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下羽栗雨水幹線整備(その2)工事請負契約の締結について町議会の議決を求めるものでございます。

2月7日に仮契約を行っております。

契約金額は、5,562万円。予定価格につきましては、笠松中学校の体育館の入札以降、一般 競争入札の場合は全て事後公表とさせていただいております。

契約の相手方は、円城寺の株式会社加藤組。契約の方法は、事後審査型一般競争による電子 入札を行いました。事後の審査では、実績と配置技術者が確保できるかということでございま して、入札に当たりましては、地域要件とそれから総合評価の条件をつけまして、希望が8社、 入札参加も8社ございました。

工期は、本契約の締結の日から平成29年4月28日までであります。

工事場所は、笠松町円城寺地内。

工事概要につきましては、資料にございますように、施工延長が40メートル。なお、前の9月に発注しております工事と合わせますと全体では89メートルございます。それから、ボックスカルバートの布設工は40メートルということで、これも全体では82メートルとなります。あと、舗装の仮復旧工が462平方メートル等がございます。

なお、今回落札した業者、加藤組でございますが、本工事と隣接するさきに出しました工事

を平成28年9月20日付で契約を締結している業者であるため、今後、経費調整に係る変更契約を予定しております。こちらは地方自治法第180条、つまり議会の委任による専決処分の規定によりまして、変更契約について専決処分させていただく予定でありますので、またその後の議会で報告させていただきます。

それから、第2号議案から第5号議案までは新学校給食センターの契約案件でありまして、 今回は工種別に分離発注を行うことで進めさせていただきました。

まず、第2号議案の新学校給食センター建築工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、新学校給食センター建築工事請負契約の締結、これは5,000万円以上の工事契約の締結について、町議会の議決を求めるものであります。

こちらも2月7日に仮契約を済ましております。

契約の金額は、3億24万円。

契約の相手方は、各務原市蘇原興亜町1丁目2番地の天龍建設株式会社であります。契約の 方法は、こちらも事後審査型一般競争による電子入札を行いました。審査の項目は、先ほどと 同じであります。それから、入札に当たりましては、ある程度条件をつけておりますが、岐阜 圏域内に本支店がある業者ということと、それから一定以上の総合評価値があるということで、 入札参加希望業者は9社で、参加も9社ございました。

工期は、本契約の締結の日から平成30年3月30日まででございます。

工事場所は、笠松町円城寺字川田地内で、工事概要といたしましては、敷地面積は3,102.83 平方メートル。建物の用途は、学校給食センターで、構造規模等でございますが、本館棟、車庫棟、駐輪場棟がございまして、いずれも鉄骨で、本館のみ2階建てで、延べ床面積が1,377.02平方メートル等でございます。

工事内容としましては、本館はまず1階が1,103.45平方メートルで、各調理室とあとコンテナ室、事務所等で構成されまして、2階は273.57平方メートル。こちらは、会議室あるいは食堂、洗濯室、見学用の通路等で構成されております。

続きまして、3ページの第3号議案 新学校給食センター電気設備工事請負契約の締結についてでございます。

こちらも第2号議案と同様に、町議会の議決を求めるものでございまして、2月7日に仮契 約を行っております。

契約金額は、8,519万400円。

契約の相手方は、岐阜市吹上町6丁目25番地の、株式会社川田電機工務店であります。契約の方法も先ほどと同じで、事後審査型一般競争入札による電子入札を行いました。こちらは、入札に当たっては、岐阜圏域内に本店がある業者ということで、参加希望者が4社ございまし

て、入札も4社で行いました。

工期、工事場所、工事概要は、先ほどの議案と同じでございます。

工事内容としましては、本館棟に受変電設備、発電設備、動力設備、自動火災報知設備、それから防犯設備等を設置いたします。あとは、照明とか配線が電気としてございます。

続きまして、4ページの第4号議案 新学校給食センター機械設備工事請負契約の締結についてであります。

こちらも前議案と同様に、町議会の議決を求めるものでございます。

2月7日に仮契約を行っておりまして、契約の金額は2億9,052万円。

契約の相手方は、岐阜市石切町37番地の株式会社二葉工業所であります。契約の方法も同じでございまして、こちらも入札に当たっては、岐阜圏域内に本店がある事業所ということで、入札参加希望者が8社ございましたが、入札参加は5社でありました。

工期、工事場所、工事概要は、前議案と同様でございまして、工事内容としましては、本館 棟に空気調和設備、衛生器具設備、排水通気設備、それから給湯設備、井戸設備、ガス設備等 を設置するものであります。

続きまして、5ページの第5号議案 新学校給食センター厨房設備機器の売買契約の締結に ついてであります。

こちらは、地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例第3条の規定により、新学校給食センター厨房設備機器の売買契約 について、つまり700万円以上の財産の取得について、町議会の議決を求めるものであります。

2月7日に仮契約を行っております。

契約金額は、1億9,980万円でございます。

契約の相手方は、岐阜市中鶉2丁目105番地、岐阜アイホー調理機株式会社であります。こちらの契約の方法につきましては、プロポーザル方式にて業者決定した新学校給食センター設計業務における厨房機器の協力者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用により、随意契約で行っております。

納期は、本契約締結の日から平成30年3月30日までで、納入場所は、学校給食センター内で、 仕様といたしましては、蒸気式の回転釜が6基、それからガス式の回転釜が1基、コンビオー ブンが2基、連続フライヤーが1基、真空冷却機が1基、自動食器・食缶洗浄機が1基、コン テナ洗浄機が1基、配送用のコンテナが28台等々でございます。

以上4件が、平成28年度から29年度の新学校給食センターの継続案件ですが、平成29年度予算に町単の備品としては配送用のトラック2台とか、各種調理用備品をおおむね5,000万円計上させていただく予定で現在進めております。

続きまして、6ページの第6号議案 町道の路線認定についてであります。

笠松町サイクリングロード中継拠点基本計画に基づき、道路改良を行うため道路法第8条の 規定により、次の町道の路線認定について、町議会の議決を求めるものであります。

このサイクリングロード中継拠点整備工事において、水防センターと蘇岸築堤記念碑公園の間に道路を新設しまして、堤防道路と通称おふじの坂と言っている交差点は十字型の交差点となります。この交差点には、今度は定周期式信号機を設置し、現在小学生が通学路として利用している押しボタン式信号機は廃止されます。この信号機の設置、撤去については、岐阜県警において施工されますが、設置工事が当初の予定より早まったことで、道路の舗装工事等も予定よりも早く完了する見込みとなったため、2月中には新設道路を開放することが可能となります。本工事に伴う道路の路線認定、次の議案の路線廃止については、3月の工事完了にあわせて3月の定例会に提案する予定でありましたが、近隣住民の利便性の向上、歩行者、自動車の安全な交通の確保を早期に実現するため、今回の臨時会に提案させていただいたものであります。

資料の10ページに図面がついておりますが、円城寺104号線で、起点は信号機のところで終点も円城寺となっておりますが、木曽川新堤に沿って下流に進んでいただいて岐南町の境までが延長1,377.9メートルが新設ということになります。幅員は3.6から23.6メートルとなります。それから、7ページの第7号議案、資料では11ページと12ページになっておりますが、町道の路線廃止についてということで、こちらも笠松町サイクリングロード中継拠点基本計画に基づき、道路改良を行うため道路法第10条の規定により、町道の路線廃止について、町議会の議決を求めるものであります。

先ほどの議案と関連して、次の2路線を廃止するもので、廃止するのは旧堤と新堤の接合部分から先ほど説明の岐南町境までの1,494.5メートルを廃止して、もう一本は資料の12ページ最後の図面の円城寺6号線は通学路になっている歩行者しか通れない道路ですが、こちらは廃止ということになります。118.3メートルが廃止となります。

以上が町道の路線の認定と廃止関係でございます。

それから、8ページから9ページにわたっておりますが、第8号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

今回の補正予算は、消費税率引き上げに対する低所得者への影響緩和対策として実施されます臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業に関して、予算の繰越明許費補正だけを行うものであります。

本事業に関する予算については、10月下旬の国からの通知に基づきまして、12月定例会において6,045万5,000円予算計上させていただいたところでありますが、12月時点では給付申請に係る受け付け期間等の具体的なスケジュール等が未定であったため、この繰越明許費補正については見送っておりました。その後、事務の調整を行いまして、今般給付金の申請受け付け期

間を平成29年3月22日から6月23日までの約3カ月間実施することに決定し、これに伴い需用費とか役務費、委託料等の本年度執行予定額が決定したため、翌年度繰越明許費補正を提案させていただくものであります。

また、3月22日の受け付け開始に当たり、人材派遣会社と委託契約を結びますが、これを3月の上旬に取り交わす必要があるため、今回の臨時会に提案させていただくものでありまして、補正内容は9ページの「第1表 繰越明許費補正」ということで、臨時福祉給付金(経済対策分)事業5,830万1,000円を追加させていただくものであります。

12月補正予算において計上しました6,045万5,000円のうち、平成28年度執行予定額の215万 4,000円を除いた5,830万1,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、8件提案させていただきますが、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長(岡田文雄君) お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第1号議案 下羽栗雨水幹線整備(その2)工事請負契約の締結についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 新学校給食センター建築工事請負契約の締結についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 新学校給食センター電気設備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

- ○4番(川島功士君) 電気設備工事請負契約そのものについてではなく、関連として今後再生可能エネルギーの利用というのは考えていないのかという点と、電力会社が選べるんですがどういうようなことを考えておられるかの2点について、関連で申しわけないですけれどもよろしくお願いします。
- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) 御質問の再生可能エネルギー及びソーラー等の新エネルギーについての御質問でございますが、まずは電気につきましては、ソーラーパネルにおける太陽光発電を検討いたしましたが、7年たちますとモジュール等の交換が必要になるということで、費用対効果を検討した結果、太陽光発電につきましては設置しない方向で進めております。

また、新電力につきましてはエネットのほうを採用しまして、新電力のほうを採用するよう に進めております。以上でございます。

**〇議長(岡田文雄君)** ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 新学校給食センター機械設備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) この工事の中に反対するわけではないんですが、井戸の設備についてはどんな見通しでと、どれくらいの規模の井戸を掘られるのか、このあたりをお聞きしておきたいと思います。

- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) 新学校給食センターの井戸に対する御質問でございますが、井戸の規模につきましては、井戸の削井の深度は約80メートルを予定をしております。井戸水につきましては、食器及び食缶等の洗浄の予洗い及び暑さ対策として給食センターの屋根のほうに散水をいたしまして、電力等の削減に使いたいと考えております。

それから、排水処理の排水について希釈にも利用いたしまして、おおよそ年間150万円ぐらいの水道料、電気等につきまして削減が可能であると試算をしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

- 〇議長(岡田文雄君) 長野議員。
- ○10番(長野恒美君) これまでに井戸を掘られた住宅の関係の団地などで、赤水になってしまって使えない状況があったり、大体60メートルぐらいという話も聞いています。この深さについては、例えば町の水道の水源の関係で言えば長良川水系のお水をということで、私たちも安全・安心しておりますが、この井戸についてそうした懸念は心配ない深さなんでしょうか。
- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) 井戸の深さにつきまして、またその水質についての御質問でございますが、一応予定といたしましては80メートルの削井ということでございますが、その時点で水質検査等を行いまして使用にたえ得るかどうか確認した上で、再度検討することになるかと思います。以上でございます。
- ○議長(岡田文雄君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

- ○4番(川島功士君) 入札のほうに参加希望をして辞退されたメーカーというか会社が3社あるんですが、その辞退の理由というのはどのようなことだったのかということと、厨房機器に蒸気釜があるということはボイラーがあると思うんですが、ボイラーの設置というのはこの部分に含まれてどんなボイラーになるのか。パッケージ型のドラムボイラーになるのか、ベンソンボイラーになるのか、どんなボイラーになりますか、どんな能力がありますかということと、ガス設備ということなんですけれども多分LPガスだと思うんですが、どのようなガスを利用されていくのかということについて質問します。
- ○議長(岡田文雄君) この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時46分 再開 午前10時47分

○議長(岡田文雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第4号議案の答弁を求めます。

田中教育文化部長。

○教育文化部長(田中幸治君) ボイラーの型式、それから熱源についての御質問でございますが、ボイラーにつきましては貫流蒸気ボイラー1,000キログラムのものを2基使用いたします。 それから、熱源につきましてはLPガスを使用し、バルク型のタンクおよそ1,000キログラムのものを2基設置することにしております。

以上でございます。

- 〇議長(岡田文雄君) 岩越総務部長。
- ○総務部長(岩越 誠君) 入札参加希望8社のうち3社が入札に参加されなかった理由につきましては、わかりません。

[挙手する者あり]

- 〇議長(岡田文雄君) 川島議員。
- ○4番(川島功士君) なかなか1社ずつ呼んでどうしてと聞けないもんだから、来なきゃ来ないでわかんないで終わったというのはわかりますけれども。入札の出し方に問題があったのか、何に問題あったのかわかりませんけど、これに限らず、何でかというのはある程度検証をしていく方向で考えたほうがいいかもしれないですね。よりよい入札を出すためにという意味においてそう思います。今後検討しておいてください。

ボイラーの件はわかりましたけれども、ボイラーのもともとの燃料というのは重油でしょうか、ガスでしょうか。

- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) ボイラーの熱源につきましては、LPガスを使用する予定でございます。
- ○議長(岡田文雄君) ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案 新学校給食センター厨房設備機器の売買契約の締結についての質疑を許します。

#### [挙手する者あり]

- 6番 伏屋隆男議員。
- ○6番(伏屋隆男君) ここだけが随意契約ということになっておるんですけれども、ちょっと 説明をお願いしたいんですが、学校給食センター設計等業務における厨房協力者であるという ことはどういう意味なのかちょっと詳しく説明してください。それと、随意契約ということは 他に争う業者がないと、岐阜県内でこの業者しかないということなのか、それでもしそういう ことであるならば範囲をもっと広げるということは考えなかったのか、全国的規模に及んでも 安くできるならばそっちのほうに向かうべきではないかなという気もするんですけれども、そ の辺の考え方についてちょっと説明をお願いします。
- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) 厨房設備機器に関しての随意契約に関する御質問でございますが、随意契約の理由といたしまして、厨房機器類につきましてはJIS規格等の統一規格がなく、性能、仕様等は業者間で異なるということでございますので、学校給食センター設計等に係るプロポーザル実施要綱に基づき、企画提案型の方式によりまして衛生管理、調理能力、さらに作業効率、経済性などの観点によりまして業者選定を行い、そこで選定をされたものでございまして、当該の業者に決定をしたものでございます。

[挙手する者あり]

- 〇議長(岡田文雄君) 伏屋隆男議員。
- ○6番(伏屋隆男君) ということは、設計の段階でその設計業者がここの業者の機器を入れなきゃだめですよと、設計の段階でそういって設計業者が決めたわけですね。それに基づいて設計業者が設計をしたということですね。設計業者がその厨房機器を入れるに当たっての最終的な、その機器を選定するに当たっていろいろ検討をされたと思うんですけれども、もしふぐあいがあったときにその設計業者は責任とれるんですか。それをちょっとお尋ねします。
- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) プロポーザル型の提案につきまして、4社の業者が提案に応じておりまして、厨房機器会社だけでは給食センターの建設はできませんので、設計業者さんと組んでいただいて御提案をいただいたということになります。

ふぐあいにつきましては、そのプロポーザルのときの条件といたしまして、3年間の保証という形の担保をとっておりますので、その分については対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長(岡田文雄君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 古田聖人議員。

- ○2番(古田聖人君) 厨房機器についてちょっとお尋ねしますが、今回導入された機器の耐用年数というのはどのくらい見込まれておるのかということと、先ほど伏屋議員の質問の答弁にもありましたが、3年の保証期間の間というのは、例えば故障とかそういったものがあったら無償でやっていただけるのか。そしてまた常日ごろの保守点検はどのようにされるのかということと、もう一つ、今回見ていると重立った主要な厨房機器だけなんですが、例えばフードカッターとか、細かいようなものが当然必要になってくると思うんですが、そちらあたりはこの契約とは別に購入されるのかどうか、お願いいたします。
- 〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。
- ○教育文化部長(田中幸治君) 厨房機器類の耐用年数等における御質問でございますが、大きな機械類につきましては、おおむね15年が耐用年数とされておりますが、今の給食センターも必要なメンテナンスを行いながら、なるべく長期間にわたって使用していきたいと考えております。

それから、故障についている保証でございますが、故障の状況によって変わってくるものと 考えております。

保守点検については、必要な保守点検を毎月行っていくことになります。

それから、フードカッター等小さな備品類につきましては、来年度の予算のほうに計上させていただくとともに、現在の給食センターで使用しているものが使用可能なものにつきましては、新しい給食センターにおいても使用する予定でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

- 〇議長(岡田文雄君) 古田聖人議員。
- ○2番(古田聖人君) ありがとうございます。

耐用年数に関してなんですが、15年と言われますが、給食センターの場合、実質稼働日が約200日ですよね。そうするとこの15年というのは、これ実質稼働がどういうようなものを基準として15年というのを算定されているのかということと、もう一つは保守点検、その都度もちろんいろんな事情があると思います。無理な使い方をして壊れた場合はということなんですが、自己負担ということもあり得るかと思うんですが、そのあたりもう少し具体的に、3年間はとりあえず故障ぐらいは業者のほうが無料で見ていただけるのか、それともその状況によって修理費を折半するのか、その辺のことをちょっと教えていただきたい。というのは、こういった厨房機器は意外と故障とか修理にお金がかかるんですよね。例えば100万円ぐらいかかってしまう場合がよくあります。その都度またそれにお金を払うというのもいかがなものかということと、あと保守点検というのは、もちろん当然厨房メーカーのほうが無料でやっていただけると理解してよろしいんでしょうか。それともまた保守点検も別途お金が要るんでしょうか。

〇議長(岡田文雄君) 田中教育文化部長。

○教育文化部長(田中幸治君) 厨房機器類の耐用年数及び保守及び故障に対する保証についての御質問でございますが、厨房機器類は、毎日使用した上でおおむね15年ぐらいと言われております。給食センターにつきましてはおおむね200日前後ですので、その分少し長く使えるのではないかと思いますが、現在の給食センターにつきましても可能な限り長く使用したいと考えてはおります。

故障につきましては、通常の使用においてはメーカーのほうの保証はあると思いますが、消 耗品部分については、当然のことながら町のほうの負担になると考えております。

保守点検につきましては、法定等の保守点検がどうしても必要になりますので、その分については予算計上をさせていただくことになると思います。

○議長(岡田文雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 町道の路線廃止についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

4番 川島議員。

- ○4番(川島功士君) これは水防センターの前の新堤の上の道路の部分も一部町道だったということになるんだと思うんですけど、町道を廃止した後は国土交通省が管理するという考え方でよろしいでしょうか。
- 〇議長(岡田文雄君) 那波建設水道部長。
- **〇建設水道部長(那波哲也君)** 今、堤防の上の通行している道路の関係だと思いますけど、今回の中継拠点を整備するに当たってあそこの道路は通れなくなりますので、その部分も含めて占用して中継拠点の一部ということで使おうということになっております。以上でございます。
- ○議長(岡田文雄君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

第8号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算(第6号)についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

## 閉会の宣告

○議長(岡田文雄君) これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成29年第1回笠松町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証 するため、ここに署名する。

# 平成29年2月16日

議 長 岡田文雄

議 員 船 橋 義 明

議 員 古田聖人